

# デジタルインフラ整備基金助成事業 公募要領

自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業のうち

携帯電話基地局高度化支援事業関係

(総務省 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 (デジタルインフラ整備基金助成金)  
間接補助事業者 公募要領)

令和6年7月26日

一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会  
(総務省 特定電気通信施設等整備推進基金補助金 基金設置法人)

## 1 公募の概要

本事業は、「デジタルライフライン全国総合整備実現会議」の議論を踏まえ、高速道路上の自動運転レベル4<sup>※1</sup>の社会実装（分合流支援、遠隔監視など）に必要なデジタルインフラ整備を推進することを目的として実施します。具体的には、デジタルインフラ整備基金（特定電気通信施設等整備推進基金）を財源とし、「安定した遠隔監視のための携帯電話基地局高度化支援」として、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路上の一部（当面の間、新東名高速道路及び東北自動車道のうち自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する区間<sup>※2</sup>の周辺概ね1 km以内の区域を対象とする。ただし、【「デジタルライフライン全国総合整備計画」の改訂等による、自動運転の社会実装に向けた実証事業等の実施を予定する道路の周辺概ね1 km以内の区域も対象】とし、具体的な内容については、実施マニュアル等において今後周知を行うこととする。）においてデジタルインフラ整備を行う無線通信事業者（無線通信を行う電気通信事業者をいう。以下同じ。）又はインフラシェアリング事業者（無線通信に必要な施設・設備を整備し、当該施設・設備を複数の無線通信事業者で使用させる事業の用に供するものをいう。）を対象として、携帯電話基地局高度化に係る費用の助成を行います。

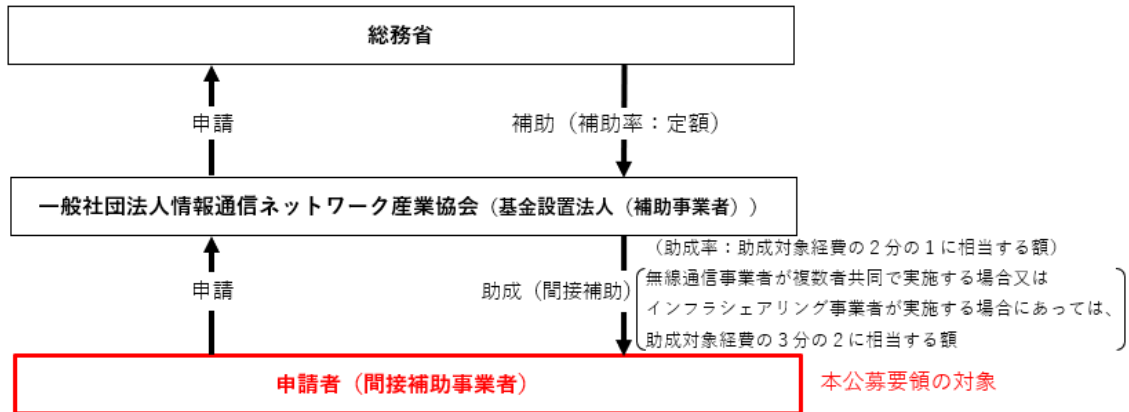
※1 特定条件下における完全自動運転（高速道路上などの特定条件下においてシステムが全ての運転タスクを実施）

※2 新東名高速道路及び東北自動車道の6車線区間を想定

## 2 申請に当たって

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付要綱（令和6年1月22日総基移第10号）、特定電気通信施設等整備推進基金補助金交付規程（令和6年7月26日CIAJ-Pデ第0012号）及びデジタルインフラ整備基金助成事業マニュアル自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業のうち携帯電話基地局高度化支援事業関係（令和6年7月26日CIAJ-Pデ自第2011号）に定めるほか、本公募要領の規定に基づき実施します。

### 3 事業スキーム



### 4 公募する事業

「自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業」のうち、「携帯電話基地局高度化支援事業」

### 5 今回公募に係る予算

205億円の内数

### 6 応募資格

別に定める「評価基準」の各項目に合致していること

### 7 公募の詳細

詳細は、「デジタルインフラ整備基金助成事業マニュアル-自動運転の社会実装に向けたデジタルインフラ整備事業のうち携帯電話基地局高度化支援事業関係」を確認すること。

#### (1) 公募期間

令和6年7月26日(金)～令和6年8月30日(金)正午(※)

※ 期日は日本時間とし、必着とします。

#### (2) 申請方法

電子メール又は基金設置法人が指定する大容量ファイル転送システム等による電子データ提出

#### (3) 提出先及び問い合わせ先

基金設置法人(一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会)のウェブサイト内にあるウェブフォームを經由して、御連絡ください。

URL : [https://www.ciaj.or.jp/ad\\_bsug01.html](https://www.ciaj.or.jp/ad_bsug01.html)

## **8 助成金の支払い**

基金設置法人から、間接補助事業者としての採択の内示を受けた民間事業者等は、交付申請書を基金設置法人に提出し、基金設置法人から交付の決定を受けた後に、間接補助事業を開始できます。間接補助事業が完了した後、間接補助事業者は、基金設置法人に事業完了の報告をします。基金設置法人による経理の検査を通じて助成金の額が確定した後、精算払いにより助成金が交付されます。

## **9 スケジュール（予定）**

- 公募 : 令和6年7月26日～8月30日 正午
- 審査 : 申請書の提出から概ね1～2週間
- 間接補助事業者の採択（内示） : 令和6年9月末以降
- 交付申請、交付決定通知書の交付 : 令和6年9月末以降
- 間接補助事業の開始 : 交付決定通知書の交付後

※交付決定日以降に発生する経費のみが、助成対象となります。

## **10 審査**

審査は応募書類に基づいて行います。追加資料の提出を求める場合があります。

## **11 留意事項**

- ① 応募書類は、助成事業の実施に必要な範囲で使用します。応募書類を郵送で提出した場合は、返却いたしません。使用後は、CIAJにおいて廃棄します。（電子媒体で提出された場合も同様）
- ② 応募書類は、CIAJにおいて審査し、間接補助事業者を採択（内示）することとします。不採択の者にも、その旨連絡をしますが、不採択の理由は開示いたしません。また、不採択の理由についてのお問い合わせには回答いたしません。
- ③ 応募者は、審査の結果に従うものとします。
- ④ 応募のため及び応募書類作成のために生じた費用は、採択・不採択を問わず、基金設置法人は負担せず、また、助成金の交付の対象となりません。
- ⑤ 交付決定日以前に発生した経費は助成対象となりません（基金の使途として認められません）。
- ⑥ 応募書類は日本語に限ります。
- ⑦ 助成事業に関する一切の争訟は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意いただきます。